

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年7月1日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公示件名：ASEAN 地域循環経済（サーキュラーエコノミー）の推進に向けた協力事業の基礎研究（プロジェクト研究）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり



# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ASEAN地域循環経済（サーキュラーエコノミー）の推進に向けた協力事業の基礎研究（プロジェクト研究）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：  
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2026年9月上旬 ～ 2027年1月下旬

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

## 2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口  
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課  
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部  
地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ 第一チーム
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年7月7日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年7月8日 12時まで
3	質問への回答	2026年7月13日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年7月17日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年7月29日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで

	(申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。
--	---

### 3. 競争参加資格

#### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/EjyHTjFveJ>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

### (2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

#### 1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくように

していただくようお願いいたします)。

- ⑤ 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案)がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙2の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## **8. 評価結果の通知と公表**

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## **9. フィードバックのお願いについて**

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙2「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

ASEAN地域においては、急速な経済成長及び都市化の進展に伴い、一般廃棄物、産業廃棄物、プラスチック廃棄物や電気電子機器廃棄物（E-Waste）等の発生量が増加している。また、生活や産業形態の変化により、有害廃棄物や電子廃棄物等の量的な増加や、処理困難な廃棄物も増加しており、従来型の廃棄物管理手法では対応が困難な状況となっている。ASEAN地域において、これら廃棄物量増加への対応は喫緊の課題となっている。

こうした背景から、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の線形経済（リニアエコノミー）活動から、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化するための経済活動として、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の重要性が認識され、近年急速に、世界各国の国家開発計画や環境政策の中で循環経済を踏まえた経済発展を行っていく戦略が位置付けられつつある。

循環経済の取組は、2023年のG7広島サミットにおいても、気候変動対策、生物多様性の保全と並んで、行動を強化すべき分野として位置付けられるなど、国際社会共通の課題となっている。ASEAN地域では、2021年のASEAN経済共同体会議において、レジリエントで資源効率の高い持続可能な成長実現を目的として、循環経済の枠組み（Framework for Circular Economy for the ASEAN Economic Community）が正式に採択された。

脱炭素化の進展や国際的な資源獲得競争の激化を背景に、再生資源を含む二次資源の有効活用は、単なる環境対策にとどまらず、持続的成長や経済安全保障の観点からも重要性を増している。しかしながら、現状では、再生資源の品質管理、トレーサビリティ、需給調整、静脈産業の育成等が十分に進展しておらず、循環資源を経済価値へと転換する仕組みを構築していくためには多くの課題がある。

近年、循環経済をめぐる制度化及び実務への適用に向けた世界の状況は活発化しており、欧州では、循環経済の取組が加速化し、制度・規制措置による循環経済圏の構築やEU域内での資源循環が強化されつつある。米国は包括的な循環経済関連法はないものの、先進企業がブランド価値向上の観点から、自社サプライチェーン内での再生材の資源循環強化を加速させている。一方、日本は古来よりもったいない精神を育み、世界に向けた3Rの推進実績を有しているが、循環経済の実現に向けては、動脈・静脈連携強化促進等、あらたな取組が求められており、日本の強みである産官学民協力による付加価値の創出が重要となる。

本調査においては、日本の循環経済にも資することを念頭に置きつつ、ASEAN地域の循環経済推進における課題やボトルネックを明らかにし、循環経済を廃棄物管理のみならずセクター横断の課題と捉え、JICA事業における循環経済への取組について検討を行う。

## 第2条 調査の目的と範囲

本業務では、循環経済の移行に関する各国の政策動向や企業の取組等、世界的な潮流を踏まえた上で、ASEAN地域における資源循環の現状と課題を明らかにする。

各国の制度整備、資源回収インフラ、ビジネス環境等の現状を整理し、資源循環の可能性とボトルネックを分析する。あわせて、日本企業が循環経済分野で果たし得る役割や参入機会を検討し、我が国に資するJICAの循環経済協力のあり方について検討を行う。

## 第3条 調査実施の留意事項

### (1) 調査方針

本調査では、ASEAN地域における循環経済に関する取組状況を明らかにした上で、循環経済に関するJICA協力のあり方について検討を行い、合わせてJICA環境管理分野におけるクラスター事業戦略<sup>1</sup>の見直し案を作成する。

本調査の実施にあたっては、日本政府が推し進める「循環型社会形成推進基本計画」等、各関係省庁の方針を踏まえ、既存調査との重複を避けること。循環経済に関する国内外多くの公開情報が存在していることから、文献調査を調査開始早期に終了し、主要なポイントをまとめること。

ASEAN地域では信頼できる一次情報が不足していることから、調査において可能な限り定量的なデータの入手に努める。合わせて、収集したデータの質の評価を行い、

<sup>1</sup>

[https://www.jica.go.jp/activities/issues/env\\_manage/\\_icsFiles/afieldfile/2023/09/29/c\\_luster\\_strategy.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/env_manage/_icsFiles/afieldfile/2023/09/29/c_luster_strategy.pdf)

調査の中で行う各種検討の際の基礎情報とする。基礎情報の改訂が調査終了後においても可能となるようにデータの整理を行う。なお、ASEAN地域の産業動向を踏まえ、中長期的な視点で今後の廃棄物管理や資源循環についても予測すること。

各関係省庁や他ドナーとの差別化を図り、ASEAN地域におけるJICA協力のあり方、JICAが実施する調査意義を明確化するため、有識者及び関係省庁の助言を得ること。

本調査においては、JICA及び関係省庁、有識者、企業等との協議や現地調査に重点を置くこと。

## (2) 期待される成果

ASEAN地域の循環経済（制度・取組・技術等）を踏まえた上で、我が国が有する知見・技術の途上国への展開が可能な廃棄物種別（品目/素材）を特定し、その展開方法について提案を行う。本調査により期待される成果は以下の通り。

ア. 環境管理セクターにおける循環経済事業戦略(案)

イ. 循環経済への移行に向けた課題の整理とJICA協力のあり方提言

## (3) 現地調査

調査対象国における日本企業の海外展開に焦点を当て、製品設計・製造から廃棄物の再資源化・再生材の利用に至るまでサプライチェーン全体を対象とした現況を調査し、企業が抱える課題を分析する。現地調査は、特に日本企業の関心が高いタイ、ベトナム、インドネシア、フィリピン、マレーシア等から2か国を想定しているが、これに限らず、循環経済の移行により我が国への裨益が期待できる国があれば排除しない。

循環経済の実現に向けては、隣国広域連携の視点も重要であることから、複数国横断の資源循環ネットワーク構築についても検討を行う。

## (4) 定例会の実施

1回/月程度の調査進捗報告を行うこと。

本調査においては、関係省庁や他ドナーが実施する循環型社会の形成や循環経済の移行に係る類似調査との差別化を図り、JICA協力のあり方、JICA調査の意義を明確化するため、有識者、関係省庁及び企業にも助言を受け、JICAとの協議に重きをおくこと。

## 第4条 調査の内容

本調査では、循環経済の国際潮流を整理・分析し、ASEAN地域における循環経済に関する取組状況を明らかにした上で、循環経済の実現に向けたJICA協力のあり方を検討する。合わせてJICA環境管理分野におけるクラスター事業戦略の見直し案を作成する。

発注者は以下の調査項目を想定している<sup>2</sup>。

(1) 循環経済の国際動向把握

- ・ EU(CEAP 2.0、Circular Economy Act)、米国、クアッド（日米豪印）、ASEAN、中国及び韓国の政策動向
- ・ バーゼル条約改正(2021年プラスチック・2025年E-waste)
- ・ ビジネスのためのグローバル循環プロトコル（GCP）
- ・ ASEAN AEC循環経済枠組み(2021)及び関連プラットフォーム(ACEBA、ACESP、ACEF)
- ・ 他ドナー(世銀、ADB、EU、GIZ、IFC、UNDP、GGGI等)の戦略・案件動向の整理
- ・ 各国政府/支援機関や民間企業およびファンド等の投資動向
- ・ 金融機関の循環経済に対する動向

(2) 循環経済への移行に向けた現状と課題の把握、現地調査

- ・ 政策・法制度(EPR制度等)
- ・ ガバナンス・実施体制
- ・ インフラ・技術水準
- ・ 動脈・静脈産業構造
- ・ 重点廃棄物分野(プラスチック、E-waste、産業廃棄物等)
- ・ 再生資源の市場・経済性
- ・ マテリアルフロー
- ・ ステークホルダー
- ・ 構造的ボトルネックの多面的な分析（制度・技術面に加え、関係主体間の調整（利害対立を含む）、実施上の制約・インセンティブ、消費・生産行動等の観点も含めた分析を行う）
- ・ 循環経済促進による外部不経済に関する分析

(3) 循環経済促進による日本国や日本企業及びASEAN地域への裨益

- ・ 日本の循環経済政策(第五次循環型社会形成推進基本計画、METI成長志向型資源自律経済戦略等)
- ・ 経済安全保障と国際資源循環
- ・ 日本成長戦略と進化したFOIP

---

<sup>2</sup> [受注者は国内作業及び現地作業について、より効果的・効率的な調査方法・スケジュールをプロポーザルにて提案すること。](#)

- ・ 日本と比較優位(制度・ガバナンス／技術／産業構造／実装力／社会・行動規範／市場・経済性など)
  - ・ 日本企業のASEAN展開状況
  - ・ AZEC（アジア・ゼロエミッション共同体）・JCCI（JICA クリーン・シティ・イニシアティブ）等の既存連携枠組みの整理
- (4) 日本とASEAN地域の関係において循環経済を実現するための具体的枠組み
- ・ 企業（動脈および静脈）等へのヒアリング（10社以上）
  - ・ 課題の分析
  - ・ 循環経済の実現対象となり得る資源の特定
  - ・ 越境取引の阻害要因および解決策
  - ・ 動静脈連携モデル
  - ・ フォーマルなバリューチェーン構築
  - ・ 循環経済実現に向けた実装メカニズムの検討
- (5) 事業戦略（案）の検討
- ア. 環境管理セクターにおける循環経済事業戦略(案)
- ・ 環境管理セクターにおいて重点対象とする分野（廃棄物管理、資源循環、水・エネルギー統合等）及び国・地域。
  - ・ 各対象分野における循環経済への移行に向けた取組（リユース・リサイクル促進、資源の効率的利用、長期的利用や循環利用、ライフサイクル全体での適正な化学物質や廃棄物管理の推進等付加価値を生み出す経済活動、資源回収インフラ整備等）及び実施方針。
  - ・ 循環経済型の事業展開を踏まえた民間資金の動員や国際金融機関・ファンド等のファイブ資金の活用等、従来の技術協力にとどまらない新たな国際協力の枠組み
- イ. 循環経済への移行に向けた課題の整理とJICA協力のあり方提言
- ・ ASEAN地域における循環経済実現の阻害要因（制度・市場・技術・資金・人材等）を体系的に分析するとともに、それぞれの課題に対応するためのJICAの具体的な協力の方向性および役割。
  - ・ JICAの既存スキーム（技術協力、無償資金協力、円借款、民間連携事業等）および制度の横断的な見直しを通じ、循環経済への移行を加速するための具体的方策。
  - ・ 民間資金の動員や国際金融機関・ファンド等外部資金の活用を含め、従来

の技術協力にとどまらない循環経済分野における新たな国際協力の枠組みの整理。

(6) 調査結果の対外発信

- ・ JICAクリーン・シティ・イニシアティブ (JCCI) 国際セミナー等での対外発信を始め、国内の既存の循環経済推進プラットフォームを活用し、本調査の進捗及び結果について広報を行う。

第5条 報告書等

報告書の提出期限は契約履行期間の末日とする。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結1か月以内	日本語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	日/英語	電子データ/ 製本	各5部

- 業務完了報告書は、履行期限1ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

別紙1：報告書目次案

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 別紙1：報告書目次（案）

発注者は以下の調査項目を想定しているが、受注者が想定する国内作業及び現地作業に合わせて目次案を提案すること

1. 調査の背景と目的
2. 調査の方法と範囲
3. 報告書の構成
  - 第1章 循環経済政策世界的潮流
  - 第2章 循環経済を台頭する国々の政策動向
  - 第3章 国際的な規制・条約の動向
  - 第4章 ASEAN地域の循環経済枠組み
  - 第5章 他援助機関・国際機関の動向
  - 第6章 ASEAN地域全体の状況
  - 第7章 主要ASEAN各国の循環経済政策の現状
  - 第8章 ASEAN共通の構造的課題とボトルネック
  - 第9章 日本の循環経済政策の沿革と現状
  - 第10章 経済安全保障と国際資源循環
  - 第11章 日本の比較優位の構造的整理
  - 第12章 日本企業のASEAN展開状況
  - 第13章 ASEAN・日本連携の既存枠組み
  - 第14章 ギャップ分析
  - 第15章 日本及びJICA協力ポテンシャルの整理
  - 第16章 留意点及びリスク
  - 第17章 JICA 循環経済事業戦略（案）
  - 第18章 提言

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項**  
**(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1 <sup>3</sup>	循環経済に関する日本の強み・比較優位（制度・ガバナンス／技術／産業構造／実装力／社会・行動規範／市場・経済性など）	第3条 調査実施の留意事項（2）期待される成果
2 <sup>4</sup>	日本とASEAN地域の関係において循環経済の移行により考えられ得る日本国や日本企業及び相手国側の裨益	第3条 調査実施の留意事項（2）期待される成果
3 <sup>5</sup>	現地調査対象国2か国とその選定理由及び調査項目（案）。なお、ASEAN地域を想定しているが、これに限らず、循環経済の移行により我が国への裨益が期待できる国があれば排除しない。	第3条 調査実施の留意事項（3）現地調査
4 <sup>6</sup>	本調査の過程で意見を求める上で考えられ得る有識者名（2名程度）とその理由	第3条 調査実施の留意事項（4）定例会の実施

<sup>3</sup> 調査前の時点で提案者が認識している我が国が有する日本の強みや比較優位性について。

<sup>4</sup> 調査前の時点で提案者が認識している循環経済への移行がもたらすであろう日本国や日本企業への裨益。

<sup>5</sup> 循環経済への移行により我が国への裨益が期待できると考えられる国。

<sup>6</sup> 関係省庁や他ドナーが実施する循環型社会の形成や循環経済の移行に係る類似調査との差別化を図り、JICA協力のあり方、JICA調査の意義を明確化するための助言を求める。

5 <sup>7</sup>	第4条(3)及び(4)について検討・分析 する上で必要と考えられ得る調査項目 (案)	第4条 調査の内容(3) 循環経済促進による日本 国や日本企業および ASEAN地域への裨益、 (4)日本とASEAN地域の 関係において循環経済を 実現するための具体的枠 組み
----------------	--	--

---

<sup>7</sup> 発注者は第4条 調査の内容(3)循環経済促進による日本国や日本企業およびASEAN地域への裨益、(4)日本とASEAN地域の関係において循環経済を実現するための具体的枠組みのとおり調査内容を想定しているが、受注者は国内作業及び現地作業について、より効果的・効率的な調査方法・スケジュールをプロポーザルにて提案する。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：資源循環、循環型社会、循環経済等調査

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙3 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

- ① 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（3号）】対象国及び類似地域：ASEAN 地域
- ② 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2026年9月より業務を開始し、2027年1月に業務完了報告書を提出する。提案者が最適と考える業務の行程を提案すること。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 8.00 人月

#### 2) 渡航回数を目途 延べ2回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

現地調査について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。ただし、これに係る費用は定額計上を行わず、受注者の提案を基に発注者の承認を踏まえ行うものとします。

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

➤ 案件概要表

#### 2) 公開資料

<JICA>

・ 環境管理 | 事業について - JICA

[https://www.jica.go.jp/activities/issues/env\\_manage/index.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/env_manage/index.html)

・ JCCI International Seminar

[jcci.eventos.tokyo/web/portal/653/event/15481](https://jcci.eventos.tokyo/web/portal/653/event/15481)

・ タイ 使用済み自動車（ELV）の適正管理に向けた包括的的制度構築プロジェクト ODA 見える化サイト

<https://www.jica.go.jp/oda/project/202108147/?wovn=en>

・ マレーシアにおける E-waste 管理制度構築支援プロジェクト(第2期)事業完了報告書

[https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618\\_113\\_12320008.html](https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_113_12320008.html)

・ 中国における都市廃棄物の循環利用の推進

[https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618\\_105\\_1000019368.html](https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_105_1000019368.html)

・ 海外投融資

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\\_co/loan/index.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/index.html)

- ・ 中小企業・SDGs ビジネス支援事業（JICA Biz）について  
[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv\\_partner/activities/sme/index.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/activities/sme/index.html)

#### <環境省>

- ・ 循環型社会形成推進基本計画  
<https://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>
- ・ 国際資源循環促進事業  
<https://www.env.go.jp/content/000336946.pdf>
- ・ 資源循環ネットワーク形成・拠点構築に向けた調査事業  
<https://www.env.go.jp/council/content/03recycle06/000314879.pdf>

#### <経産省>

- ・ 成長志向型の資源自律経済戦略  
<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230331010/20230331010.html>
- ・ 循環経済ビジョン 2020  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo\\_gijutsu/haikibutsu\\_recycle/pdf/034\\_05\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/haikibutsu_recycle/pdf/034_05_00.pdf)

#### <内閣府>

- ・ 循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/economiccirculation/index.html>
- ・ 循環経済行動計画（案）  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/economiccirculation/dai4/shiryo2.pdf>
- ・ 循環経済行動計画施策集  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/economiccirculation/pdf/shisaku\\_080421.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/economiccirculation/pdf/shisaku_080421.pdf)

#### <その他>

- ・ 循環経済パートナーシップ  
<https://j4ce.env.go.jp/>
- ・ クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス  
<https://cloma.net/>

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## （6）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 在外事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

### （1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

## (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

### 【上限額】

29,159,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

## (3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上はありません。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙3：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)